

# 那覇市公報

第 1 7 7 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇公 告◇

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1718

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…… 1721

### ◇議 会 規 則◇

○那覇市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 1723

### ◇監査委員公表◇

○令和 2 年度前期定期監査の結果について（公表）…………… 1725

---

---

公 告

---

---

那覇市公告第 475 号

令和 2 年 12 月 16 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 第1号様式(第22条関係)

## 個人情報業務届出書

令和2年11月25日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届 出 担 当 部 課                                    | 総務部 管財課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  | 電話 098-862-9904                                                                                                                                                                                                               |
| 個人情報管理責任者                                      | 管財課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 業 務 の 名 称                                      | 清掃・警備業務委託契約に係る事業者の登録業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 業 務 の 目 的                                      | 技術的適性の有無等の入札参加資格要件の確認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 個人情報の対象者                                       | 事業所の従業員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 業務の開始年月日                                       | 令和2年11月16日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 個<br>人<br>情<br>報<br>の<br>記<br>録<br>の<br>内<br>容 | 一般的取扱事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  | 制限的取扱事項                                                                                                                                                                                                                       |
|                                                | 基本的事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 社会的活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 経済的活動                                                                                                                                                                                                            | 思想・信条等                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                | <input type="checkbox"/> 個人番号<br><input checked="" type="checkbox"/> 氏 名<br><input checked="" type="checkbox"/> 住 所<br><input checked="" type="checkbox"/> 性 別<br><input checked="" type="checkbox"/> 生年月日<br><input type="checkbox"/> 国 籍<br><input type="checkbox"/> 本 籍<br><input type="checkbox"/> 続 柄<br><input type="checkbox"/> 親族関係<br><input type="checkbox"/> 婚姻離婚<br><input type="checkbox"/> その 他 ( ) | <input type="checkbox"/> 職 業<br><input type="checkbox"/> 地 位<br><input type="checkbox"/> 学 歴<br><input checked="" type="checkbox"/> 資 格<br><input checked="" type="checkbox"/> 団体加入<br><input type="checkbox"/> 賞 罰<br><input type="checkbox"/> 学業成績<br><input type="checkbox"/> 勤務成績<br><input type="checkbox"/> その 他 ( ) | <input checked="" type="checkbox"/> 収 入<br><input type="checkbox"/> 資産状況<br><input type="checkbox"/> 公租公課<br><input type="checkbox"/> 経済取引<br><input type="checkbox"/> 公的扶助<br><input type="checkbox"/> その 他 ( ) | <input type="checkbox"/> 思 想 <input type="checkbox"/> 宗 教<br><input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張<br><input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯 歴 等<br><input type="checkbox"/> その 他 ( ) |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  | 上記事項を取扱う理由                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 心 身                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | その他                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 健康状態<br><input type="checkbox"/> 容 姿<br><input type="checkbox"/> 病 歴<br><input type="checkbox"/> 障がい程度<br><input type="checkbox"/> その 他                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                         |                                                                                                                                                                                                                               |
| 個人情報の収集方法                                      | <input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <u>本人同意</u> ・法令等・公知性・緊急性・審議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 個人情報の収集時期                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 定期( 11月～12月) <input type="checkbox"/> 随時( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 本人への通知方法                                       | <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示<br><input checked="" type="checkbox"/> 通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 個人情報の記録形態                                      | <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
| 備 考                                            | 失念により事業開始後の届出となった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

## 第1号様式(第22条関係)

## 個人情報業務届出書

令和2年11月26日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届 出 担 当 部 課                            | 福祉部ちゃーがんじゅう課 電話 098-862-9010                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報管理責任者                              | ちゃーがんじゅう課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 業 務 の 名 称                              | 健診・医療・介護情報利活用業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 業 務 の 目 的                              | 高齢者に対し、総合的かつ一体的な支援を行うため、国保データベース(KDB)システムを使用して介護保険被保険者の健診・医療・介護情報を活用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の対象者                               | 介護保険被保険者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 業務の開始年月日                               | 令和2年12月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人<br>情報<br>の<br>記<br>録<br>の<br>内<br>容 | 一般的取扱事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    | 制限的取扱事項                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                        | 基本的事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 社会的活動                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 経済的活動                                                                                                                                                                                                              | 思想・信条等                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                        | <input type="checkbox"/> 個人番号<br><input checked="" type="checkbox"/> 氏 名<br><input checked="" type="checkbox"/> 住 所<br><input checked="" type="checkbox"/> 性 別<br><input checked="" type="checkbox"/> 生年月日<br><input type="checkbox"/> 国 籍<br><input type="checkbox"/> 本 籍<br><input type="checkbox"/> 続 柄<br><input type="checkbox"/> 親族関係<br><input type="checkbox"/> 婚姻離婚<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 職 業<br><input type="checkbox"/> 地 位<br><input type="checkbox"/> 学 歴<br><input type="checkbox"/> 資 格<br><input type="checkbox"/> 団体加入<br><input type="checkbox"/> 賞 罰<br><input type="checkbox"/> 学業成績<br><input type="checkbox"/> 勤務成績<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 収 入<br><input type="checkbox"/> 資産状況<br><input type="checkbox"/> 公租公課<br><input type="checkbox"/> 経済取引<br><input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助<br><input type="checkbox"/> その他<br>( ) | <input type="checkbox"/> 思 想 <input type="checkbox"/> 宗 教<br><input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張<br><input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯 歴 等<br><input type="checkbox"/> そ の 他 ( )<br><br>上記事項を取扱う理由 |
|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 心 身                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | その他                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 健康状態<br><input type="checkbox"/> 容 姿<br><input checked="" type="checkbox"/> 病 歴<br><input checked="" type="checkbox"/> 障がい程度<br><input type="checkbox"/> その他<br>( )                                                                                                | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の収集方法                              | <input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の収集時期                              | <input type="checkbox"/> 定期( ~ ) <input checked="" type="checkbox"/> 随時( 地域支援事業実施のために情報が必要と判断するとき )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 本人への通知方法                               | <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示<br><input checked="" type="checkbox"/> 通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の記録形態                              | <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 備 考                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                  |

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 476 号

令和 2 年 12 月 16 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 第10号様式(第22条関係)

## 保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年11月26日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                  |          |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------|
| 個人情報保有部課                        | 福祉部 保護2課                                                                                                                                                                                                                                                                              | 目的外利用部課<br>又は提供先 | 陽明高等支援学校 |
| 業 務 の 名 称                       | 生活保護にかかる扶助費の支給状況について(回答)                                                                                                                                                                                                                                                              |                  |          |
| 利 用 の 区 分                       | <input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供                                                                                                                                                                                                                 |                  |          |
| 目的外利用又は<br>提 供 を す る<br>年 月 日   | <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年11月26日 <input type="checkbox"/> 随 時( )                                                                                                                                                                                                        |                  |          |
| 目的外利用又は提供<br>をする保有個人情報の<br>内 容  | 生業費支給額                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |          |
| 目的外利用又は<br>提 供 を す る<br>根 拠 条 項 | <input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当<br>※第5号に該当する場合の内容<br>(就学困難な児童及び生徒に係る就業奨励について国の扶助に<br>関する法律に基づく事務であり、個人情報の外部提供を行うこと<br>ができる類型事項1に該当)<br><input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当<br><input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当<br>(那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項) |                  |          |
| 目的外利用又は<br>提 供 を す る<br>理 由     | 就学困難な児童及び生徒に係る就業奨励について国の援助に<br>関する法律に基づく事務                                                                                                                                                                                                                                            |                  |          |
| 届 出 担 当 部 課                     | 保護第2課10班 福里 電話098-861-5193                                                                                                                                                                                                                                                            |                  |          |

---

---

## 議 会 規 則

---

---

那覇市議会規則第1号

令和2年12月10日

公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 久 高 友 弘

## 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                        | 改正後     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| [別表 別記]                                                                                                                                    | [別表 別記] |
| 備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 |         |

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## [改正前 別記]

別表(第166条関係)

| 名称         | 目的  | 構成員 | 招集権者 |
|------------|-----|-----|------|
| [略]        |     |     |      |
| 那覇市議会全員協議会 | [略] |     |      |

## [改正後 別記]

別表(第166条関係)

| 名称                   | 目的                                                          | 構成員                                          | 招集権者      |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| [略]                  |                                                             |                                              |           |
| 那覇市議会全員協議会           | [略]                                                         |                                              |           |
| <u>那覇市議会災害対策連絡本部</u> | <u>大規模災害等の発生を受け、議員の安否等の確認、議会機能回復に向けた対応の協議、議員への情報提供等を行う。</u> | <u>議長及び副議長<br/>議会運営委員会委員長<br/>各会派を代表する議員</u> | <u>議長</u> |



---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 5 号

令和3年1月4日

|         |         |
|---------|---------|
| 那覇市監査委員 | 久 場 健 護 |
| 同       | 宮 里 善 博 |
| 同       | 宮 城 哲   |
| 同       | 古 堅 茂 治 |

令和2年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項に基づき実施した令和2年度前期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

## 令和2年度前期定期監査報告書

### 第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

### 第3 監査の対象

#### 1 対象範囲

令和元年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務（必要と認めた現年度及び過年度を含む。）

#### 2 対象部署

##### (1) 福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、チャーがんじゅう課、保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課

##### (2) 健康部

国民健康保険課、特定健診課、保健総務課、健康増進課、地域保健課、生活衛生課

##### (3) こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課、子育て応援課

##### (4) 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、中央消防署、西消防署

### 第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項「第1財務事務監査の着眼点」に準じ、主として以下の事項とした。

#### 1 予算の執行及び事務処理

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### 2 収入事務

- (1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- (2) 収入の消込誤り、漏れ及び遅延はないか。
- (3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

#### 3 支出事務

- (1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- (4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

#### 4 契約事務

- (1) 指名競争入札又は随意契約による場合、その理由は適正か。
- (2) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。  
また、これらの内容は適正か。
- (3) 監督、検査、検収及び立会いは厳正に行われているか。

#### 5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続きは適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 貸付又は目的外使用許可は適切か。
- (4) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (5) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

### 第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

### 第6 監査の期間、日程及び実施場所

#### 1 期間

令和2年8月6日から同年12月8日まで

#### 2 日程

- (1) 9月28日(月)～10月2日(金) 事務局職員による予備監査
- (2) 11月5日(木)、11月6日(金) 監査委員監査
- (3) 11月27日(金) 監査委員協議（弁明等の聴取については、那覇市監査委員監査基準第19条により実施しないことを決定）
- (4) 12月8日(火) 監査の結果に関する報告の決定

#### 3 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

### 第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められ、2で述べるとおり、高く評価できる事項が1件（特定健診課）あった。ただし、以下の1の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

## 1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

## (1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

| 区 分(*注1)<br>部局・課名 | 指摘事項等の内容別件数(*注2) |      |      |      |    |
|-------------------|------------------|------|------|------|----|
|                   | 指摘事項             | 是正事項 | 注意事項 | 要望事項 | 合計 |
| 福祉部               | -                | 2    | 12   | -    | 14 |
| 福祉政策課             | -                | -    | 1    | -    | 1  |
| 障がい福祉課            | -                | 1    | 7    | -    | 8  |
| ちやーがんじゅう課         | -                | 1    | 1    | -    | 2  |
| 保護管理課             |                  |      |      |      |    |
| 保護第一課             | -                | -    | 3    | -    | 3  |
| 保護第二課             |                  |      |      |      |    |
| 保護第三課             |                  |      |      |      |    |
| 健康部               | -                | -    | 3    | -    | 3  |
| 国民健康保険課           | -                | -    | 1    | -    | 1  |
| 特定健診課             | -                | -    | -    | -    | -  |
| 保健総務課             | -                | -    | -    | -    | -  |
| 健康増進課             | -                | -    | -    | -    | -  |
| 地域保健課             | -                | -    | 2    | -    | 2  |
| 生活衛生課             | -                | -    | -    | -    | -  |
| こどもみらい部           | -                | 2    | 6    | -    | 8  |
| こども政策課            | -                | 1    | 1    | -    | 2  |
| こどもみらい課           | -                | -    | 2    | -    | 2  |
| こども教育保育課          |                  | 1    | 1    |      | 2  |
| 子育て応援課            | -                | -    | 2    | -    | 2  |
| 消防局               | -                | -    | -    | -    | -  |
| 総務課               | -                | -    | -    | -    | -  |
| 予防課               | -                | -    | -    | -    | -  |
| 警防課               | -                | -    | -    | -    | -  |
| 救急課               | -                | -    | -    | -    | -  |
| 指令情報課             | -                | -    | -    | -    | -  |
| 中央消防署             | -                | -    | -    | -    | -  |
| 西消防署              | -                | -    | -    | -    | -  |
| 合 計               |                  | 4    | 21   | -    | 25 |

(\*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(\*注2) 内容別件数には、次頁(2)共通事項の指摘件数を含む。

**(2) 共通事項****ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）**

次の(ア)～(オ)の補助金に係る歳入事務について、交付決定通知日等から最長約8か月遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 平成31年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金（障がい福祉課）
- (イ) 令和元年度沖縄県自殺対策強化補助金（沖縄県自殺対策強化事業）（地域保健課）
- (ウ) 平成31年度沖縄県放課後児童クラブ支援事業費補助金（こども政策課）
- (エ) 待機児童対策特別事業補助金（認可外保育施設研修事業）（こどもみらい課）
- (オ) 令和元年度沖縄県教育支援体制整備事業費補助金（こども教育保育課）

**イ 契約に伴う支出負担行為書の作成遅れについて（注意事項）**

次の(ア)及び(イ)の契約事務において、契約時に支出負担行為書が作成されておらず、相手方からの支払い請求後に支出負担行為書を作成していた。

那覇市予算決算規則第25条は、支出負担行為をしたときは、支出負担行為書を直ちに作成しなければならない旨定めている。

支出負担行為書の作成がなければ、予算の執行状況が正確に把握できない。

契約に伴う支出負担行為書作成に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 小児慢性特定疾病管理システム元号改正に伴う対応（改修業務委託）（地域保健課）
- (イ) 令和元年度那覇市認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託他1件（こどもみらい課）

**ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）**

次の(ア)～(ウ)の資金前渡金について、令和元年度はゴールデンウィークが10連休（4/27～5/6）、年末年始休も9連休（12/28～1/5）となるなど、精算期間内に連休を挟んだことで精算が3～5日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号では支払いが終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい（「3 その他」参照）。

- (ア) 重度心身障がい者の医療費助成（障がい福祉課）

- (イ) 平成31年度5月定例口座払分（生活保護費）他1件（保護管理課）
- (ウ) 平成31年3月受付分こども医療費助成金の支払い他2件（子育て応援課）

### (3) 各部署の指摘事項等

#### 【福祉部】

#### ○ 福祉政策課

##### ア 随意契約による契約について（注意事項）

「市長と語る民生委員・児童委員のつどい」は、意見交換をとおして相互理解を深め、また長年にわたり活動した民生委員・児童委員を慰労することを目的として開催される。当該業務委託契約は、日程、実績、会場の広さ及び雰囲気等を総合的に判断したことを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約により契約締結をしている。

しかしながら、自治体における契約は競争入札が原則であり、随意契約が出来る場合は限定的に法定されており、上記理由が当該条項に該当するか否か、慎重に判断されたい。

#### ○ 障がい福祉課

##### ア 委託契約事務について（注意事項）

那覇市要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣事業委託は、聴覚、言語機能等に障がいのある方の日常生活を支援するために要約筆記者等を派遣するものである。

事業の委託に当たり、令和元年7月3日に契約期間を契約締結の日から令和2年3月31日までとし、随意契約により契約を締結しているが、契約締結前の同年4月及び5月に派遣業務が行われている。

契約書第10条で契約締結前の平成31年4月1日から契約を締結する前日までの間に行った業務については本契約により行われたものとして追認する旨を定めているものの、地方自治法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、年度当初から委託業務が発生するものについては、年度当初の契約締結に向け契約事務を計画的に行うべきであった。

委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

##### イ 当初予算への計上漏れについて（注意事項）

重度心身障害者医療費助成の自動償還方式に関する審査集計に係る事務委託は、平成30年8月から行われており、令和元年度も引き続き行われる予定であったにもかかわらず、令和元年度当初予算への計上漏れにより、上半期分は予備費で対応し、下半期分は補正予算で対応して

いる。

那覇市予算決算規則第5条第1項は、部長は、その所管事務について、予算見積書を作成し企画財務部長に提出しなければならない旨定めている。

当初予算の見積書作成に当たっては、計上漏れがないよう関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

郵便後納代金の支払いのため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和元年6月28日、精算日は同年12月23日となっており、精算が171日間遅延している。ほかにも精算が遅延している事例が11件あった。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### エ 切手の管理について（注意事項）

一般事務費及び意思疎通支援事業の切手の管理について、切手受払簿への記載が漏れたまま使用されているものが散見された。

那覇市物品会計事務取扱要綱第8条で、課長は使用中の物品について、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない旨定めている。

切手の管理については、当該要綱を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### オ 重要備品の管理について（注意事項）

障がい者福祉センター事業で購入した重要備品（福祉車両370万円）について、令和元年度備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第24条では、物品管理者（課長）は、毎年4月30日までに前年度において増減した重要備品を調査し、物品出納通知書により物品出納員（管財課長）に報告しなければならない旨定め、更に同規則第25条第2項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

重要備品の管理については、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### カ 普通財産（建物）の管理について（是正事項）

障がい児（者）の福祉に関する事業運営の場として、那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号に基づき社会福祉法人に無償貸付けしている建物（539.69㎡）について、その処分を前提に、当該法人と協議を進めていたため、令和元年度からの使用貸借について、更新契約を締結しないまま使用させている。

引き続き無償貸付けを行うのであれば、更新契約を締結して使用させ

るなど、財産を適正に管理すべきであった。

財産の貸付けに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な財産の管理を行われたい。

## ○ チャーがんじゅう課

### ア 概算払による補助金の精算事務について（是正事項）

軽費老人ホーム事務費補助金の概算払については、令和2年3月31日に補助金確定通知後、同年4月26日に精算を行っている。

概算払された補助金は、地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定が適用され、その支出の所属年度が支出負担行為をした日の属する年度となり、会計年度独立の原則からすると同一年度内で精算しなければならないものである。

概算払による補助金の精算事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

### イ 契約事務について（注意事項）

業務用軽自動車の賃貸借契約（2台）（期間：平成28年7月1日から令和3年6月30日まで）については、入札金額1,557,792円（税込）より72円少ない1,557,720円（税込）で契約締結している。

契約額については、1台の賃借料を月額（税込）で算出し、2台分を合計して計算し端数を切り捨てたため、差額が発生したものである。

しかし、指名競争入札参加者への通知の中で、「落札決定にあたっては、入札書に記載された価格の100分の8を加えた額（1円未満は切り捨て）をもって落札価格とする。」と明記していることから、入札金額1,442,400円に消費税額（8%）115,392円を加えた額1,557,792円で契約すべきであった。

契約事務に当たっては、適正な事務処理に努められたい。

## ○ 保護管理課

### ア 契約事務について（注意事項）

行旅死亡人葬祭業務委託（期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）については、行旅死亡人葬祭業務委託契約書第4条に行旅死亡人1体につき、「火葬料金（いなんせ斎苑）25,000円（非課税）」を支払う旨規定されているが、1体につき60,000円（非課税）の支出があった。

委託料の火葬料金については、「いなんせ斎苑」で火葬することを前提に、南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑条例第4条別表に基づき大人（満12歳以上）1体、死亡時の住所が那覇市内と想定し25,000円としている。

今回のケースは、死亡時の住所が南部広域市町村圏外であり、同条例別表に基づき60,000円を支払ったものであるが、当該契約書にはその旨の記載が漏れていた。



契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**イ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）**

生活困窮者自立相談支援制度九州・沖縄ブロック会議の参加旅費（ホテルパック）の支払いのため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和元年8月9日、精算日は同年9月9日となっており、精算が24日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**【健康部】**

**○ 国民健康保険課**

**ア 予算の適正な執行について（注意事項）**

はり・きゅう・あん摩施術助成事業において、錯誤による支出負担行為書の取り消しを失念したため、結果として支出負担行為額が二重計上となり実際の執行済額と不一致になっている。

予算の執行に当たっては、適正な事務処理に努められたい。

**【こどもみらい部】**

**○ こども政策課**

**ア 契約事務について（是正事項）**

保育所給食センター業務用自動車賃貸借契約は、予定価格を49万5,000円と定め、那覇市契約規則第20条第6号を適用し、随意契約を締結している。

しかしながら、当該契約は、車両の借り入れを行う契約であり、同条第3号に規定する「物件の借入れ」に該当するところ、同号の解釈を誤り、同条第6号を適用し随意契約を締結している。

同条第3号を適用した場合、当該契約の予定価格は、同号に定められている随意契約によることができる場合の限度額40万円を超えており、不適正な契約事務となっている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**○ こども教育保育課**

**ア 随意契約における事務処理について（是正事項）**

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約については、随意契約を締結しているが、予定価格が設定されておらず、また1人の者からしか見

積書が徴されておらず、さらには当該委託契約に係る契約書に契約金額の記載がない。

那覇市契約規則第22条第1項は随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない旨定め、また同規則第23条第1項に基づく見積書は2人以上の者から徴さなければならない旨定め、さらには同規則第26条は契約を締結しようとするときは、契約金額を記載した契約書を作成しなければならない旨定めている。

随意契約の執行に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## ○ 子育て応援課

### ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

県外研修受講に伴う受講料の支払いのため受領した前渡金について、支払が終了した日（支払い日）は令和2年2月14日、精算日は3月2日となっており、精算が10日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## 2 評価事項

### (1) 特定保健指導業務について（特定健診課）

特定健康診査結果から生活習慣の改善のために行う特定保健指導について、国は実施率の目標値を60%としたなか、今年度現段階の速報実績値で那覇市は73.4%（前年度確定実施率54.7%）と過去最高の実施率を示し、国の目標値を大きく上回っている。

これは、看護師・管理栄養士などの専門の非常勤職員（現在は会計年度任用職員）のスキルの上昇に加え、課職員全体の努力の表れと考えられ、高く評価したい。

## 3 その他

### (1) 資金前渡の精算について

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払いが終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めているが、1指摘事項等(2)共通事項「ウ資金前渡における精算事務の遅れについて」で指摘したように大型連休を挟む場合は、7日以内に精算することが困難な事例が見られた。

このような事例が生じないよう、適正な措置を講ずる必要があると思慮される。

## 第8 各部署の予算執行状況等

各部署の令和元年度予算執行状況等については、以下のとおりである。

### 【福祉部】

#### ○ 福祉政策課

##### 1 所掌事務

- (1) 福祉施策の総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 被災見舞金の支給等に関すること。
- (6) 戦傷病者戦没者遺族等の援護事務に関すること。
- (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等に関すること。
- (8) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (9) 総合福祉センターに関すること。
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局に関すること。

##### 2 予算の執行状況

###### (1) 未収金

なし

###### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

###### ア 負担金

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 那覇保護区保護司会負担金       | 216 万 5,769 円 |
| 更生保護法人がじゅまる沖縄運営負担金 | 27 万 6,011 円  |
| 沖縄県原爆被爆者協議会運営負担金   | 8 万 2,377 円   |

###### イ 補助金の主なもの

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 那覇市社会福祉協議会補助金     | 5,126 万 8,000 円 |
| 那覇市民生委員児童委員連合会補助金 | 3,116 万 1,618 円 |
| ふれあいのまちづくり事業      | 464 万 4,000 円   |

##### 3 契約事務の状況

###### (1) 業務委託契約の主なもの

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| 那覇市総合福祉センター管理運営委託             | 4,004 万 2,560 円 |
| 安心生活創造推進事業                    | 2,263 万 6,030 円 |
| 那覇市要援護者等情報管理システムリプレイス<br>業務委託 | 329 万 6,700 円   |

###### (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|             |              |
|-------------|--------------|
| タクシー使用料     | 33 万 8,740 円 |
| 複写機カウンター使用料 | 8 万 2,105 円  |
| パレット市民劇場使用料 | 5 万 8,238 円  |

###### (3) 修繕料の契約

那覇市総合福祉センター展示ホール屋根改修工事

301 万 9,120 円

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

那覇市総合福祉センター 3,993.03 m<sup>2</sup>

## (2) 建物

那覇市総合福祉センター 5,309.45 m<sup>2</sup>真和志庁舎 (2 階ボランティアサロンまわし) 108.68 m<sup>2</sup>

## (3) 基金

那覇市地域福祉基金 8 億 5,924 万 8,866 万円  
(うち、有価証券 7 億 9,674 万 5,698 万円)

## (4) 物品

備品 60 品(うち、重要備品 4 品)

重要備品の主なもの

那覇市総合福祉センターモニュメント 600 万円

文書保存庫 381 万 1,000 円

戦没者援護台帳システムサーバー製品一式  
171 万 6,000 円

## ○ 障がい福祉課

## 1 所掌事務

- (1) 障がい者施策の総合調整に関すること。
- (2) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。
- (3) 重度心身障がい者の医療費助成に関すること。
- (4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に関すること。
- (5) 障害者支援施設の設置認可等に関すること。
- (6) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (7) 精神障がい者地域生活支援センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか障がい者の福祉に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

高額療養費返還金(滞納繰越分) 436万1,239円

障害福祉サービス等給付費返還金(滞納繰越分)  
341万2,270円障害福祉サービス等給付費返還金加算金(滞納繰越分)  
136万4,908円

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金

沖縄県手をつなぐ育成会運営補助金 27 万 6,000 円

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 沖縄県精神保健福祉協会補助金       | 13 万 8,006 円 |
| 沖縄県身体障害者スポーツ大会選手派遣業務 | 10 万 9,350 円 |
| イ 補助金の主なもの           |              |
| 那覇市身体障害者福祉協会運営補助金    | 100 万円       |
| 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 | 86 万 6,824 円 |
| 那覇市手をつなぐ育成会運営補助金     | 70 万円        |

### 3 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約の主なもの

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 地域活動支援センターⅢ型事業     | 8,606 万 5,000 円 |
| 相談支援事業             | 3,257 万 6,000 円 |
| 那覇市障がい者福祉センター指定管理料 | 3,057 万 3,453 円 |

#### (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                                      |               |
|--------------------------------------|---------------|
| 第 2 長田メディカルビル 1・2 階賃貸借契約             | 458 万 9,000 円 |
| 障害者総合支援法指定事業管理システム L G W A N - A S P |               |
| サービス利用契約                             | 111 万 1,800 円 |
| 障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃借料              | 104 万 6,400 円 |

#### (3) 修繕料の契約

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| プリンター P R - L 8250 N 定期交換部品 | 2 万 6,460 円 |
|-----------------------------|-------------|

### 4 財産の管理状況

#### (1) 土地

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 障がい者福祉センター | 2,802.11 m <sup>2</sup> |
|------------|-------------------------|

#### (2) 建物

|                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 障がい者福祉センター       | 595.97 m <sup>2</sup>          |
| 自閉症相談支援センター (借地) | 539.69 m <sup>2</sup>          |
|                  | (うち、貸付 539.69 m <sup>2</sup> ) |
| 障害者就労支援センター      | 195.40 m <sup>2</sup>          |

#### (3) 物品

備品 295 品 (うち、重要備品 5 品)

重要備品の主なもの

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| リフト付きバス 18 名乗り          | 892 万 5,000 円 |
| リフト付きバス 10 名乗り          | 515 万円        |
| コンパクト浴槽エレベール、片持型ストレッチャー | 362 万 2,500 円 |

## ○ チャーがんじゅう課

### 1 所掌事務

- (1) 高齢者施策の総合調整に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に関すること。
- (3) 介護保険事業に関すること。
- (4) 老人福祉施設の設置認可等に関すること。

- (5) 有料老人ホームの設置届出等に関する事。
- (6) 指定介護サービス事業者の指定等に関する事。
- (7) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (8) 地域包括支援センターに関する事。
- (9) 老人福祉センター及び老人憩の家に関する事。
- (10) 安謝複合施設に関する事。
- (11) シルバー人材センターに関する事。

## 2 予算の執行状況

### (1) 未収金の主なもの

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 第 1 号被保険者保険料現年分普通徴収保険料及び過年度分 | 1 億 3,966 万 104 円   |
| 第 1 号被保険者保険料 (滞納繰越分)         | 1 億 3,942 万 6,538 円 |
| 地域医療介護総合確保基金事業補助金            | 7,056 万円            |

### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

#### ア 負担金の主なもの

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 介護サービス等諸費        | 228 億 6,731 万 7,647 円 |
| 介護予防・生活支援サービス事業費 | 9 億 797 万 2,979 円     |
| 介護予防サービス等諸費      | 4 億 8,622 万 7,060 円   |

#### イ 補助金の主なもの

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 地域医療介護施設整備等助成事業   | 1 億 3,553 万 7,000 円 |
| 地域介護・福祉空間整備等事業補助金 | 1,864 万 6,000 円     |
| 軽費老人ホーム補助金        | 1,842 万 4,000 円     |

## 3 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約の主なもの

|                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 地域包括支援センター業務委託包括支援事業     | 4 億 4,411 万 7,868 円 |
| 認知症地域支援推進員設置事業           | 7,034 万円            |
| 平成 31 年度地域ふれあいデイサービス事業委託 | 6,258 万 2,900 円     |

### (2) 工事及び設計委託の契約

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 壺川老人福祉センター耐震診断業務委託  | 390 万 7,200 円 |
| 辻市営住宅改修工事 (設計) 業務委託 | 27 万 1,265 円  |

### (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 地域包括支援センター支援システム等メンテナンスリース | 2,512 万 9,092 円 |
| タクシー使用料                    | 192 万 7,320 円   |
| 借上公用車の駐車料金の支払              | 185 万 1,260 円   |

### (4) 修繕料の契約の主なもの

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 小禄老人福祉センター高圧引込開閉器及びケーブル更新工事 | 172 万 8,000 円 |
| 末吉老人福祉センター電気設備修繕工事          | 160 万 6,000 円 |
| 安謝福祉複合施設空調機配管工事             | 86 万 4,000 円  |

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

老人福祉センター（末吉、識名、小禄、壺川） 12,960.74 m<sup>2</sup>

## (2) 建物の主なもの

安謝特別養護老人ホーム 4,859.66 m<sup>2</sup>

（うち、貸付 4,470.48 m<sup>2</sup>）

老人福祉センター（末吉、識名、小禄、壺川） 3,616.75 m<sup>2</sup>

老人憩の家（辻、安謝） 891.94 m<sup>2</sup>

## (3) 基金

那覇市介護給付費等準備基金 16 億 8,023 万 4,554 円

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金 2,000 万円

## (4) 出資による権利

公益社団法人那覇市シルバー人材センター設立出捐金  
1,000 万円

## (5) 物品

備品 1,090 品（うち、重要備品 7 品）

重要備品の主なもの

福祉車両ノンステップバス 33 人乗り 1,577 万 1,000 円

福祉車両リフト付きマイクロバス 24 人乗り  
740 万 2,500 円

ローカウンター 326 万 6,865 円

## ○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課

## 1 所掌事務

## 保護管理課

- (1) 生活保護法の実施に関すること。
- (2) 生活保護に係る総合調整に関すること。
- (3) 福祉相談に関すること。
- (4) 生活保護費の給付に関すること。
- (5) 生活保護に係る医療機関等への指定等に関すること。
- (6) 生活保護の適正推進に関すること。
- (7) 生活保護に係る自立支援プログラムに関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関すること。
- (9) 生活困窮者自立支援法の実施に関すること。
- (10) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。
- (12) 子どもの居場所に関すること。

## 保護第一課

- (1) 生活保護法の実施に関すること。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関すること。

(3) 電算業務に関すること。

保護第二課

(1) 生活保護法の実施に関すること。

保護第三課

(1) 生活保護法の実施に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

生活保護費返還徴収金（滞納繰越分） 8 億 3,802 万 3,496 円

生活保護費返還徴収金（現年度分） 1 億 6,421 万 9,252 円

住宅手当返還金（過年度分） 15 万円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

令和元年度全国婦人相談員連絡協議会負担金 8,000 円

イ 補助金

子供の貧困緊急対策事業 3,058 万 7,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市生活困窮者自立支援事業業務委託（自立相談支援事業）  
6,180 万 2,546 円

居場所型学習支援事業業務委託 6,156 万 5,238 円

子どもの包括的自立促進支援事業業務委託 2,393 万 503 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

生活保護システムサービス利用料 1,003 万 1,360 円

クラウドサービス・Rezept Plus システム月額サービス

利用契約 235 万 4,400 円

軽自動車リース料 116 万 5,692 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

プリンター定期部品交換 8 万 2,500 円

プリンター定期部品交換 2 万 7,500 円

プリンター定期部品交換 2 万 7,500 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 421 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

ローカウンター 324 万 4,080 円



## 【健康部】

## ○ 国民健康保険課

## 1 所掌事務

- (1) 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。
- (2) 国民健康保険の給付に関すること。
- (3) 国民健康保険の診療報酬の審査に関すること。
- (4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。
- (5) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (6) 健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の老人保健法の医療に関すること。

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 一般被保険者国民健康保険税（医療給付費分）   |                     |
| 現年度分                    | 3 億 7,350 万 4,027 円 |
| 滞納繰越分                   | 7 億 8,599 万 4,667 円 |
| 一般被保険者国民健康保険税（後期高齢支援金分） |                     |
| 現年度分                    | 6,731 万 7,997 円     |
| 滞納繰越分                   | 1 億 4,206 万 1,201 円 |
| 一般被保険者国民健康保険税（介護納付金分）   |                     |
| 現年度分                    | 3,703 万 3,858 円     |
| 滞納繰越分                   | 8,693 万 7,953 円     |
| 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）       |                     |
| 現年度分                    | 2,538 万 7,604 円     |
| 滞納繰越分                   | 890 万 5,843 円       |

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

|                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 一般被保険者療養給付費保険者負担分       | 208 億 3,350 万 3,862 円 |
| 国民健康保険事業費納付金（一般・医療給付費分） | 80 億 775 万 2,003 円    |
| 後期高齢者医療広域連合納付金保険料等納付金   | 28 億 3,392 万 9,067 円  |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 共同電算委託               | 3,152 万 3,133 円 |
| 国保被保険者資格情報及び給付状況管理業務 | 1,741 万 2,444 円 |
| 那覇市納税催告センター運營業務委託    | 1,063 万 320 円   |

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| コピー機賃借料              | 77 万 4,579 円 |
| 電話催告システムの新元号対応に伴う諸経費 | 18 万 3,060 円 |
| タクシー使用料              | 14 万 9,660 円 |

- (3) 修繕料の契約  
プリンターのメンテナンスキットの取替修繕 2 万 6,950 円  
公用オートバイ修繕 3 万 6,438 円
- 4 財産の管理状況
- (1) 基金  
那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金 3,000 万円  
那覇市国民健康保険基金 1,414 円
- (2) 物品  
備品 383 品(うち、重要備品 3 品)  
重要備品  
ハイ・ローカウンター 377 万 1,600 円  
アングル移動棚一式 130 万円  
アングル移動棚一式 118 万円

## ○ 特定健診課

- 1 所掌事務  
(1) 特定健康診査及び特定保健指導に關すること。  
(2) 国民健康保険の保健事業に關すること。
- 2 予算の執行状況  
(1) 未収金  
なし  
(2) 負担金、補助及び交付金の支出  
ア 負担金の主なもの  
特定健診・特定保健指導関係業務負担金 1,054 万 1,568 円
- 3 契約事務の状況  
(1) 業務委託契約の主なもの  
特定健康診査業務委託 1 億 2,860 万 4,907 円  
健康診査業務委託 806 万 1,123 円  
A I による受診勧奨モデル事業業務委託 521 万 5,980 円  
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの  
特定健診システムリース料 232 万 8,320 円  
タクシー使用料 53 万 4,720 円  
集団検診会場使用料 38 万 6,896 円  
(3) 修繕料の契約  
プリンター有寿命部品の取替修繕 3 万 3,902 円
- 4 財産の管理状況  
(1) 物品  
備品 80 品(うち、重要備品 2 品)  
重要備品  
ローカウンター 122 万 3,880 円  
マルチマーカライセンス 117 万 6,000 円

## ○ 保健総務課

## 1 所掌事務

- (1) 感染症に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。
- (3) 放射線業務に関すること。
- (4) 感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。
- (6) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。
- (7) 医療に係る連絡調整に関すること。
- (8) 保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること。
- (9) 保健衛生に係る統計に関すること。
- (10) 献血に関すること。
- (11) 角膜、腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること。
- (12) ハンセン病の啓発に関すること。
- (13) 肝炎医療費助成の申請に関すること。
- (14) 医師の実習及び研修に関すること。
- (15) 保健関係職員の研修に関すること。
- (16) 食品検査室の精度管理に関すること。
- (17) 保健所庁舎の維持管理に関すること。
- (18) 新保健センターの建設等に関すること。

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金・補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 病院事業運営費負担金         | 5 億 502 万 7,000 円 |
| 保健衛生団体負担金          | 55 万 2,018 円      |
| 令和元年度結核研究所研修の参加負担金 | 4 万 3,370 円       |

## イ 補助金の主なもの

|                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| 救急診療事業補助金                        | 1,025 万円      |
| 令和元年度新型コロナウイルス感染症緊急医療体制<br>整備補助金 | 323 万 8,000 円 |
| 結核定期健康診断促進事業                     | 301 万 7,676 円 |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

|             |               |
|-------------|---------------|
| 保健所施設警備業務委託 | 653 万 3,460 円 |
| 保健所施設清掃業務委託 | 414 万 2,000 円 |
| 試験検査業務委託    | 267 万 9,529 円 |

## (2) 工事及び設計委託の契約

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 北保健センター解体工事業務委託（設計） | 153 万 6,700 円 |
|---------------------|---------------|

## (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 高速カラー印刷機賃貸借料                | 110 万 9,376 円 |
| 複写機賃貸借料                     | 26 万 2,477 円  |
| タクシー使用料                     | 25 万 6,190 円  |
| (4) 修繕料の契約の主なもの             |               |
| 中央監視装置スマートタッチ修繕             | 99 万 9,000 円  |
| 屋外手洗器配管取替修繕                 | 31 万 9,000 円  |
| X 線一般撮影 MRAD-A50S/70 スポット点検 | 19 万 8,000 円  |

#### 4 財産の管理状況

|                         |                                                         |
|-------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 土地                  |                                                         |
| 那覇市保健所                  | 4,545.04 m <sup>2</sup>                                 |
| (2) 建物                  |                                                         |
| 那覇市保健所                  | 4,590.77 m <sup>2</sup><br>(うち、貸付 1.32 m <sup>2</sup> ) |
| 那覇市保健所車庫                | 53.94 m <sup>2</sup>                                    |
| (3) 出資による権利             |                                                         |
| 地方独立行政法人那覇市立病院          | 12 億 9,920 万 5,376 円                                    |
| 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団      | 1,211 万円                                                |
| (4) 債権                  |                                                         |
| 病院事業債貸付金                | 9 億 884 万 8,318 円                                       |
| (5) 物品                  |                                                         |
| 備品 638 品 (うち、重要備品 16 品) |                                                         |
| 重要備品の主なもの               |                                                         |
| レントゲン (3 品)             | 1,264 万 2,000 円                                         |
| リアルタイム PCR (2 品)        | 780 万 9,270 円                                           |
| クリーンベンチ                 | 357 万 9,730 円                                           |

### ○ 健康増進課

#### 1 所掌事務

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 健康診査に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること。
- (5) 食生活改善及び栄養に関すること。
- (6) 給食施設指導に関すること。
- (7) 健康・栄養調査に関すること。
- (8) 喫煙対策に関すること。
- (9) 石綿健康被害救済制度に関すること。
- (10) 管理栄養士の国家試験に関すること。
- (11) 栄養士の免許申請及び実習に関すること。

#### 2 予算の執行状況

- (1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 補助金

歯とお口の健康普及啓発推進事業 62 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

予防接種業務委託 9 億 3,785 万 8,874 円

がん検診及び肝炎ウィルス健診（個別・集団）業務委託  
2 億 1,600 万 4,867 円

一般健康診査委託 544 万 4,892 円

(2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料 39 万 8,920 円

デジタルカラー複合機賃貸借及び保守料 3 万 3,904 円

(3) 修繕料の契約

プリンタメンテナンスキット交換 2 万 6,950 円

20 代 30 代健診機器の修繕 2 万 2,000 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 106 品（うち、重要備品なし）

○ 地域保健課

1 所掌事務

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 地域保健活動に関すること。
- (3) 母子保健推進協議会に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療及び障害者福祉サービスに関する業務を除く。）。
- (5) 自殺予防対策事業に関すること。
- (6) 未熟児養育医療に関すること。
- (7) 育成医療に関すること。
- (8) 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病に関すること。
- (10) 児童の療育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 特定医療費支給認定申請に関すること。
- (12) 難病患者地域支援対策推進事業に関すること。
- (13) 原爆被爆者に対する健康診断等に関すること。
- (14) 地域看護実習に関すること。
- (15) 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関すること。
- (16) 保健センターに関すること。

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

|               |             |
|---------------|-------------|
| 未熟児療育医療費自己負担金 | 4 万 3,700 円 |
| 過誤納還付金        | 4 万 5,000 円 |

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

|                                         |             |
|-----------------------------------------|-------------|
| 母子保健相談訪問指導「生きるための心の教育（性教育）<br>セミナー研修参加費 | 1 万 6,500 円 |
| 2019 年度東京都医学総合研究所夏のセミナー参加負担金            | 1 万 3,000 円 |

## イ 補助金

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 特定不妊治療費補助金（346 件） | 6,192 万 2,211 円 |
| 母子保健地域活動事業補助金     | 47 万円           |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 妊婦健康診査業務委託   | 2 億 4,617 万 1,940 円 |
| 乳児一般健康診査業務委託 | 2,960 万 6,338 円     |
| 産婦健康診査業務委託   | 2,133 万円            |

## (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| タクシー使用料             | 194 万 6,810 円 |
| 業務用軽自動車及び小型乗用車賃貸借契約 | 78 万 1,488 円  |
| デジタルカラー複合機賃貸借及び保守   | 35 万 1,380 円  |

## (3) 修繕料の契約

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| プリンタメンテナンスキット交換 | 5 万 3,900 円 |
|-----------------|-------------|

## 4 財産の管理状況

## (1) 建物

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 保健福祉施設 | 280.00 m <sup>2</sup> |
|--------|-----------------------|

## (2) 物品

|                                             |               |
|---------------------------------------------|---------------|
| 備品 338 品（うち、重要備品 1 品）<br>重要備品<br>高解像度ディスプレイ | 112 万 3,500 円 |
|---------------------------------------------|---------------|

## ○ 生活衛生課

## 1 所掌事務

- (1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関すること。
- (2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関すること。
- (3) クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関すること。
- (4) 温泉の利用許可等に関すること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関すること。

- (7) 病院、診療所及び助産所の開設許可等に関する事。
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所開設の届出等に関する事。
- (9) 薬局等の開設許可等に関する事。
- (10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関する事。
- (11) 薬物乱用防止対策に関する事。
- (12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関する事。
- (13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関する事。
- (14) 住宅宿泊事業の届出等に関する事。
- (15) 歯科技工所の開設の届出等に関する事。
- (16) 衛生検査所の登録等に関する事。
- (17) 死体の解剖及び保存の許可に関する事。
- (18) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関する事。

## 2 予算の執行状況

- (1) 未収金
  - HACCP 導入実証委託金 (過年度分) 378 万 9,000 円
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
  - ア 負担金
    - 全国食品衛生主管課長連絡協議会出席負担金 1 万 3,000 円

## 3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
  - 那覇市 HACCP 普及推進事業に関する業務委託 516 万 1,848 円
  - 那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び食品営業施設の巡回指導業務委託 452 万 2,549 円
  - 那覇市 HACCP 導入支援事業に関する業務委託 337 万 8,320 円
- (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
  - 第 2 次総合衛生システム賃貸借契約 918 万 1,512 円
  - 業務用軽自動車賃貸借 106 万 1,424 円
  - タクシー使用料 19 万 7,660 円
- (3) 修繕料の契約
  - 超低温フリーザーの修理費 4 万 5,252 円
  - 空調機器の修繕 4 万 4,000 円
  - プリンター部品交換 2 万 6,950 円

## 4 財産の管理状況

- (1) 物品
  - 備品 238 品 (うち、重要備品 2 品)
    - 重要備品
      - 液体クロマトグラフィー式 890 万 4,000 円
      - 位相差顕微鏡 102 万 279 円

## 【こどもみらい部】

## ○ こども政策課

## 1 所掌事務

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 就学前保育、教育の総合的な計画及び方針に関すること。
- (3) 認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関すること。
- (4) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (5) 児童の健全な育成に関すること。
- (6) 児童館及び児童遊園に関すること。
- (7) 那覇市緑ヶ丘公園集会所に関すること。

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

|                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| 保育所等整備交付金                     | 2 億 2,774 万 4,000 円 |
| 沖縄県放課後児童クラブ支援事業費補助金           | 1,340 万 9,000 円     |
| 沖縄県学校施設環境改善事業交付金（沖縄振興公共投資交付金） | 437 万 2,000 円       |

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金

|                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 垣花こども園建設予定地ブロック塀の解体及び擁壁設置負担金 | 333 万 7,200 円 |
| 団体負担金（沖縄県児童館連絡協議会）           | 1 万 7,000 円   |

## イ 補助金の主なもの

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 児童クラブ運営補助金（91 件）  | 8 億 7,898 万 5,482 円 |
| 老朽化保育所増改築等事業（2 件） | 3 億 505 万 4,000 円   |
| 垣花こども園園舎建設事業（3 件） | 2 億 5,747 万 3,000 円 |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約の主なもの

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 壺屋児童館管理運営業務委託 | 1,648 万 3,285 円 |
| 国場児童館管理運営業務委託 | 1,428 万 7,828 円 |
| 識名児童館管理運営業務委託 | 1,320 万 4,040 円 |

## (2) 工事及び設計委託の契約

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 石嶺小学校校舎改築工事（建築）          | 3,427 万 5,925 円 |
| 壺屋小学校屋内運動場及び認定こども園耐震改修工事 | 3,272 万 6,525 円 |
| 天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事（建築） | 2,071 万 8,900 円 |

## (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 古波蔵児童館賃貸借契約        | 504 万 8,880 円 |
| 保育所給食センター業務用自動車賃貸借 | 49 万 5,000 円  |
| タクシー使用料            | 29 万 460 円    |



## (4) 修繕料の契約の主なもの

|                |               |
|----------------|---------------|
| 城岳こども園ブロック塀修繕  | 308 万円        |
| 壺屋児童館ブロック塀撤去修繕 | 127 万 7,100 円 |
| 真和志こども園ブロック塀修繕 | 123 万 2,000 円 |

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 宇栄原こども園 | 3,257.21 m <sup>2</sup> |
| 識名児童館   | 2,100.00 m <sup>2</sup> |
| 若狭こども園  | 1,231.55 m <sup>2</sup> |

## (2) 建物の主なもの

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 壺屋児童館  | 657.96 m <sup>2</sup> |
| 旧大道保育所 | 632.25 m <sup>2</sup> |
| 安謝児童館  | 618.42 m <sup>2</sup> |

## (3) 基金

|                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 那覇市こどもみらい基金                | 1,261 万 5,244 円   |
| 那覇市こどものみらい応援プロジェクト<br>推進基金 | 3 億 1,452 万 949 円 |

## (4) 物品

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 備品 1,183 品(うち、重要備品 2 品) |               |
| 重要備品                    |               |
| 真空冷却機                   | 381 万 240 円   |
| スチームコンベクションオーブン         | 444 万 6,360 円 |

## ○ こどもみらい課

## 1 所掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定、確認、支給、検査等に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項に基づく利用調整に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用及び利用者負担額に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関すること。
- (5) 地域子ども・子育て支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の事業に係る補助金等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金の主なもの

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 私立保育所（滞納繰越分） | 4,934 万 8,300 円 |
|--------------|-----------------|

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 保育所運営費保護者負担金（認可） | 2,285 万 3,030 円 |
| 保育対策総合支援事業費補助金   | 1,902 万 2,000 円 |

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 施設型保育（運営費負担金）（93 園） | 87 億 8,897 万 5,140 円 |
| 認定こども園施設型給付費（47 園）  | 31 億 3,755 万 1,332 円 |
| 地域型保育給付費（31 園）      | 7 億 4,400 万 3,270 円  |

イ 補助金の主なもの

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 発達支援保育等事業（単独分）（52 園） | 9,883 万 2,000 円 |
| 延長保育事業（122 園）        | 8,498 万 7,000 円 |
| 給食費助成（53 園）          | 4,366 万 9,948 円 |

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 病児保育事業                   | 4,708 万 6,000 円 |
| 幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修業務委託 | 4,152 万 5,000 円 |
| モバイル認定情報通知システム導入業務委託     | 3,437 万 5,000 円 |

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 施設賃借料（つどいの広場わくわく） | 78 万円        |
| 複合機、複写機賃貸借契約      | 25 万 8,293 円 |
| タクシー使用料           | 18 万 2,960 円 |

(3) 修繕料の契約

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| レーザープリンターメンテナンスキット修繕 | 2 万 6,950 円 |
|----------------------|-------------|

4 財産の管理状況

(1) 物品

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 備品 210 品（うち、重要備品 1 品） |               |
| 重要備品                  |               |
| ローカウンター               | 102 万 8,580 円 |

○ こども教育保育課

1 所掌事務

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、検査等に関すること。
- (2) 那覇市立の幼保連携型認定こども園及び保育所の総括及び管理に関すること。
- (3) 那覇市こども発達支援センターに関すること。
- (4) 認可外保育施設に対する助言及び指導に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金  
障害児通所支援利用者負担金 6,846 円
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出  
ア 負担金の主なもの  
日本スポーツ振興センター共済掛金負担金 19 万 2,000 円  
第 46 回沖縄県保育所長・市町村保育関係職員研修会への  
参加負担金 5 万 5,000 円  
令和元年度保育施設長研修会～運営・管理編～への参加負担金 1 万 5,000 円  
イ 補助金  
那覇市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 67 万 2,000 円
- 3 契約事務の状況
- (1) 業務委託契約の主なもの  
那覇市立認定こども園給食提供業務委託(6 園) 4,050 万 2,212 円  
那覇市立保育所給食調理業務委託 3,269 万 9,983 円  
那覇市立認定こども園(石嶺・開南)給食提供業務委託 1,489 万 4,667 円
- (2) 工事及び設計委託の契約状況  
若狭市営住宅 6 号棟耐震改修工事 1,896 万 2,700 円  
若狭市営住宅 6 号棟耐震改修工事(監理)業務委託 160 万 9,060 円
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの  
タクシー使用料 270 万 6,070 円  
複合機賃貸借及び保守業務契約 152 万 8,454 円  
秋の遠足バス借り上げ料 139 万 4,830 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの  
壺屋こども園 滑り台設置 58 万 9,600 円  
小禄南こども園 滑り台設置 58 万 9,600 円  
天妃こども園おゆうぎ室空調機取替作業 53 万 4,600 円
- 4 財産の管理状況
- (1) 土地の主なもの  
城北保育所 2,446.00 m<sup>2</sup>  
(うち、貸付 2,446.00 m<sup>2</sup>)  
那覇市こども発達支援センター 1,755.29 m<sup>2</sup>  
樋川市営住宅跡地 1,501.20 m<sup>2</sup>
- (2) 建物の主なもの  
天久こども園 1,968.00 m<sup>2</sup>  
樋川みらいこども園 1,432.68 m<sup>2</sup>  
古蔵こども園 1,167.20 m<sup>2</sup>
- (3) 物品  
備品 8,904 品(うち、重要備品 26 品)

## 重要備品の主なもの

|               |               |
|---------------|---------------|
| 複合遊具一式        | 588 万円        |
| 自動食器洗浄機       | 456 万 5,160 円 |
| ガスコンベクションオーブン | 450 万円        |

## ○ 子育て応援課

## 1 所掌事務

- (1) 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関するこ  
と。
- (2) 児童手当法に関すること。
- (3) 児童虐待の防止に関すること。
- (4) 子ども家庭総合支援に関すること。
- (5) こんにちは赤ちゃん事業及び育児支援家庭訪問事業に関すること。
- (6) こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (8) 母子・父子福祉センターに関すること。
- (9) 助産施設の入所に関すること。
- (10) 那覇市母子生活支援センターさくらに関すること。

## 2 予算の執行状況

- (1) 未収金の主なもの
  - 母子福祉資金貸付金元金（滞納繰越分） 4,042 万 4,040 円
  - 児童扶養手当返還金（滞納繰越分） 1,052 万 8,765 円
  - 寡婦福祉資金貸付金元金（滞納繰越分） 477 万 2,478 円
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
  - ア 負担金
    - 沖縄県家庭相談員連絡協議会負担金 1 万 1,000 円
  - イ 補助金
    - 那覇市母子寡婦福祉社会事業補助金 20 万円
  - ウ 交付金
    - 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業 896 万円

## 3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
  - 那覇市母子生活支援センターさくら指定管理委託料 5,373 万 7,065 円
  - こども医療費助成制度の現物給付方式に係る審査  
集計等の事務取扱契約 1,103 万 1,968 円
  - 那覇市ひとり親家庭の子どもの学習支援事業業務委託 873 万円
- (2) 使用料及び賃借料の契約
  - タクシー使用料 51 万 5,170 円
  - デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務契約 21 万 6,136 円

- |            |             |
|------------|-------------|
| (3) 修繕料の契約 |             |
| プリンター部品交換  | 5 万 3,410 円 |

#### 4 財産の管理状況

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 土地                |                         |
| 那覇市母子生活支援センターさくら      | 2,039.66 m <sup>2</sup> |
| (2) 建物                |                         |
| 那覇市母子生活支援センターさくら      | 1,803.10 m <sup>2</sup> |
| (3) 債権                |                         |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金         | 5 億 1,879 万 3,787 円     |
| (4) 物品                |                         |
| 備品 166 品(うち、重要備品 1 品) |                         |
| 重要備品                  |                         |
| 窓口カウンター               | 233 万 5,200 円           |

### 【消防局】

#### ○ 総務課

##### 1 所掌事務

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 消防局訓令の制定に関すること。
- (4) 消防業務の企画に関すること。
- (5) 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること。
- (6) 職員の研修に関すること。
- (7) 職員の勤務条件に関すること。
- (8) 職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。
- (9) 消防組織法第 4 条第 2 項第 15 号の消防計画に関すること。
- (10) 積載備品等の整備に関すること。
- (11) 消防車両に関すること。
- (12) 他課に属しないこと。

##### 2 予算の執行状況

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (1) 未収金              |               |
| なし                   |               |
| (2) 負担金、補助及び交付金の支出   |               |
| ア 負担金の主なもの           |               |
| 沖縄県消防学校(第 51 期)初任科研修 | 139 万 8,564 円 |
| 令和元年度沖縄県消防長会会費(負担金)  | 78 万 5,444 円  |
| 沖縄県消防学校(第 58 期)救急科研修 | 63 万 6,690 円  |

##### 3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 令和元年度消防局庁舎清掃業務委託契約   | 303 万 194 円     |
| 土地調査測量及び分筆業務委託       | 170 万 5,000 円   |
| 令和元年度那覇市消防職員定期健康診断   | 146 万 6,640 円   |
| (2) 工事及び設計委託の契約      |                 |
| 消防局敷地内アスファルト舗装工事     | 349 万 8,000 円   |
| (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの |                 |
| 那覇市消防寝具類賃貸借料 2 件     | 828 万 3,336 円   |
| 那覇市消防複写機賃貸借料         | 150 万 6,816 円   |
| 消防局用自動車再賃貸借料         | 125 万 8,536 円   |
| (4) 修繕料の契約           |                 |
| 消防車両修繕 274 件         | 1,477 万 8,003 円 |
| 消防庁舎等修繕 46 件         | 1,330 万 2,845 円 |

#### 4 財産の管理状況

|                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| (1) 土地の主なもの                     |                         |
| 消防局                             | 7,282.00 m <sup>2</sup> |
| 中央消防署神原分署                       | 1,802.21 m <sup>2</sup> |
| 西消防署                            | 1,117.15 m <sup>2</sup> |
| (2) 建物の主なもの                     |                         |
| 消防局庁舎                           | 5,416.22 m <sup>2</sup> |
| 中央消防署神原分署                       | 2,493.22 m <sup>2</sup> |
| 西消防署                            | 1,975.77 m <sup>2</sup> |
| (3) 物品                          |                         |
| 備品 594 品(うち、重要備品 68 品)          |                         |
| 重要備品の主なもの                       |                         |
| 40m級梯子付消防ポンプ自動車 (沖縄 830 さ 7824) | 2 億 2,356 万円            |
| 30m級梯子付消防ポンプ自動車 (沖縄 830 さ 7833) | 2 億 520 万円              |
| 工作 2 号車 (沖縄 830 さ 7892)         | 1 億 7,035 万 7,000 円     |

### ○ 予防課

#### 1 所掌事務

- (1) 火災及び災害の予防に関すること。
- (2) 防火対象物の査察に関すること。
- (3) 建築物の許可等についての同意に関すること。
- (4) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (5) 危険物の規制に関すること。
- (6) 火を使用する設備等の届け出に関すること。
- (7) 那覇市火災予防条例(昭和 47 年那覇市条例第 18 号)に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関すること。
- (8) 防火対象物に係る表示制度に関すること。
- (9) 防火管理に係る講習に関すること。

(10)火災及び災害等の統計に関すること。

## 2 予算の執行状況

### (1) 未収金

なし

### (2) 負担金、補助及び交付金の支出

#### ア 補助金

補助金（女性防火クラブ） 40 万 263 円

## 3 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約

特定屋外タンク貯蔵所設置にかかる審査の業務委託 79 万 2,000 円

特定屋外タンク貯蔵所設置にかかる溶接部の業務委託 47 万 7,000 円

特定屋外タンク貯蔵所設置にかかる基礎・地盤の業務委託 37 万 8,000 円

### (2) 使用料及び賃借料の契約

消防局予防課自動車賃借料 33 万 5,664 円

### (3) 修繕料の契約

プリンター修繕 2 件 4 万 5,650 円

## 4 財産の管理状況

### (1) 物品

備品 181 品（うち、重要備品 8 品）

#### 重要備品

無線機 6 台 650 万 7,216 円

訓練用模擬操作盤（一式） 166 万 3,200 円

濃煙体験用エアーテント（一式） 102 万 8,052 円

## ○ 警防課

### 1 所掌事務

(1) 火災、水災その他の災害の警防計画に関すること。

(2) 消防水利の整備計画に関すること。

(3) 消防訓練の計画及び実施に関すること。

(4) 消防の相互の応援に関すること。

(5) 緊急消防援助隊に関すること。

(6) 消防隊及び救助隊の運用及び教育に関すること。

(7) 不発弾処理又は祭事における警備に関すること。

(8) 消防機械器具（消防車両を除く。）の配置及び整備に関すること。

(9) 救助事案の統計に関すること。

(10) 消防団及び消防団員に関すること。

## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 上下水道局消火栓設置負担金      | 929 万 9,000 円 |
| 上下水道局消火栓維持管理負担金    | 512 万円        |
| 消防団員等公務災害補償等共済基金掛金 | 365 万 22 円    |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 消防団加入促進支援事業業務委託       | 334 万 8,855 円 |
| 水難救助隊員健康診断（チャンバー）業務委託 | 104 万 600 円   |
| 水利台帳データ更新業務委託         | 33 万 300 円    |

## (2) 工事及び設計委託契約

|                |              |
|----------------|--------------|
| 防火水槽用地維持管理補修工事 | 59 万 5,000 円 |
|----------------|--------------|

## (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

|            |               |
|------------|---------------|
| 防火衣等賃借料    | 784 万 800 円   |
| 消防資機材賃借料   | 469 万 6,704 円 |
| 水難救助資機材賃借料 | 163 万 5,156 円 |

## (4) 修繕料の契約

|              |               |
|--------------|---------------|
| ガス検知器点検等 6 件 | 101 万 8,234 円 |
|--------------|---------------|

## 4 財産の管理状況

## (1) 土地

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 防火水槽用地 | 2,773.05 m <sup>2</sup> |
|--------|-------------------------|

## (2) 物品

備品 188 品（うち、重要備品 17 品）

## 重要備品の主なもの

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 特殊災害対応資機材一式             | 2,257 万 5,000 円 |
| 可搬型危険物質同定装置・HazMatID360 | 2,205 万円        |
| 無線機 10 台                | 1,084 万 5,360 円 |

## ○ 救急課

## 1 所掌事務

- (1) 救急業務の計画及び調査に関すること。
- (2) 救急医療及び救急資器材に関すること。
- (3) 救急医療機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 救急統計に関すること。
- (5) 市民に対する応急手当の普及啓発活動の推進に関すること。
- (6) 患者等搬送事業に対する指導及び認定に関すること。
- (7) その他救急に関すること。



## 2 予算の執行状況

## (1) 未収金

なし

## (2) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 南部地区MC協議会負担金     | 22 万 7,237 円 |
| 沖縄県消防相互応援協定出動負担金 | 1 万円         |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 救急用資機材保守点検業務委託 2 件 | 221 万 1,000 円 |
| 救急救命士各種病院実習業務委託    | 64 万 2,340 円  |
| 産業廃棄物処理業務委託        | 27 万 7,742 円  |

## (2) 使用料及び賃借料契約

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 自動体外式除細動器賃借料          | 115 万 6,032 円 |
| AEDトレーナー・心肺蘇生用訓練人形賃借料 | 64 万 7,604 円  |

## (3) 修繕料の契約

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| レールダルサクシオンユニット修繕等 10 件 | 49 万 8,291 円 |
|------------------------|--------------|

## 4 財産の管理状況

## (1) 物品

備品 265 品(うち、重要備品 4 品)

## 重要備品

|            |               |
|------------|---------------|
| 多数傷病者対応資機材 | 345 万 600 円   |
| 無線機 3 台    | 325 万 3,608 円 |

## ○ 指令情報課

## 1 所掌事務

- (1) 消防通信に関すること。
- (2) 通信機器に関すること。
- (3) 消防情報及び火災警報に関すること。

## 2 予算の執行状況

## (1) 負担金、補助及び交付金の支出

## ア 負担金の主なもの

|                                              |              |
|----------------------------------------------|--------------|
| 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金<br>(一般会計分)         | 15 万 6,000 円 |
| 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金<br>(防災情報システム特別会計分) | 9 万 9,000 円  |

## 3 契約事務の状況

## (1) 業務委託契約

平成31年度消防救急デジタル無線機保守点検業務委託

1,839万7,500円

(2) 工事及び設計委託契約

那覇市消防局指令情報課事務室改修工事 87万円

指令室顔認証カメラ及び開閉扉移設工事 12万4,200円

(3) 使用料及び賃借料の契約

高機能消防指令システム賃借料 8,567万7,408円

(4) 修繕料の契約

PHSアンテナ増設工事等修繕3件 10万732円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 242品（うち、重要備品 13品）

重要備品

無線機 11台 9,367万8,851円

車両動態管理装置端末装置（AVM） 325万5,000円

全国瞬時警報システム（J-ALERT） 136万5,000円

○ 中央消防署

1 所掌事務

- (1) 署の予算に関すること。
- (2) 道路、下水道工事等の届け出に関すること。
- (3) 署の査察計画及び管轄する防火対象物等の違反処理に関すること。
- (4) 水火災その他災害の警防計画に関すること。
- (5) 各種統計に関すること。
- (6) 消防水利の整備、調査及び維持管理に関すること。
- (7) 消防法令適合通知に関すること。
- (8) 火災及び災害等の予防、広報に関すること。
- (9) 防火対象物の査察に関すること。
- (10) 法令等に基づく火災予防関係の諸届出に関すること。
- (11) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (12) 水火災害等の警戒、防ぎよ及び救護に関すること。
- (13) 救助隊の運用に関すること。
- (14) 救急隊の業務に関すること。
- (15) 機械器具の管理に関すること。
- (16) 自衛消防隊に関すること。
- (17) 職員の配置に関すること。
- (18) 職員の福利厚生に関すること。
- (19) 署内の庶務に関すること。
- (20) 消防庁舎の維持管理に関すること。
- (21) 備品の取扱いに関すること。

- (22)文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (23)その他署に属すること。

## 2 財産の管理状況

### (1) 物品

備品 1,130 品（うち、重要備品 38 品）

重要備品の主なもの

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 無線機 33 台   | 3,741 万 2,928 円 |
| 訓練用人形セーブマン | 346 万 5,000 円   |
| 膨脹式エアータント  | 306 万 7,050 円   |

## ○ 西消防署

### 1 所掌事務

- (1) 署の予算に関すること。
- (2) 道路、下水道工事等の届け出に関すること。
- (3) 署の査察計画及び管轄する防火対象物等の違反処理に関すること。
- (4) 水火災その他災害の警防計画に関すること。
- (5) 各種統計に関すること。
- (6) 消防水利の整備、調査及び維持管理に関すること。
- (7) 消防法令適合通知に関すること。
- (8) 火災及び災害等の予防、広報に関すること。
- (9) 防火対象物の査察に関すること。
- (10) 法令等に基づく火災予防関係の諸届出に関すること。
- (11) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (12) 水火災害等の警戒、防ぎよ及び救護に関すること。
- (13) 救助隊の運用に関すること。
- (14) 救急隊の業務に関すること。
- (15) 機械器具の管理に関すること。
- (16) 自衛消防隊に関すること。
- (17) 職員の配置に関すること。
- (18) 職員の福利厚生に関すること。
- (19) 署内の庶務に関すること。
- (20) 消防庁舎の維持管理に関すること。
- (21) 備品の取扱いに関すること。
- (22) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (23) その他署に属すること。

### 2 財産の管理状況

#### (1) 物品

備品 929 品（うち、重要備品 24 品）

重要備品の主なもの

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 無線機 21 台     | 2,439 万 8,496 円 |
| 救護所用エアータント一式 | 269 万 8,500 円   |
| 訓練用人形セーブマン   | 185 万円          |

